

#### 心臓移植自施設内判定について(案)

1. 50 症例以上の心臓移植実施実績があり、心臓移植適応判定、心臓移植医療が適正に行われていると日本循環器学会心臓移植委員会が判断する施設。
2. 適応判定基準の運用については日本循環器学会心臓移植適応検討小委員会と連携しながら、日本循環器学会移植実施施設小委員会内で施設間の協議を行う。
3. なお、これらの移植施設においても、患者の希望等を踏まえ、必要があれば日本循環器学会心臓移植委員会による適応検討申請を行うことができる。
4. 移植実施後全症例の事後検証を行う。移植後 1 ヶ月以内に日本循環器学会心臓移植委員会に報告を行う。事後検証は日本循環器学会心臓移植事後検証小委員会で行う。
5. 自施設内で適応判定を行った症例については、全例申請内容、施設内適応検討委員会議事録、判定結果、日本臓器移植ネットワークへの登録状況を判定日本臓器移植ネットワーク登録後 1 ヶ月以内に日本循環器学会心臓移植委員会に報告するものとする。
6. 18 歳未満の小児はこれまで通り日本循環器学会心臓移植委員会にて審査を行う。

## 自施設内適応判定システム認可施設の導入に際して

- 1) 自施設内適応判定実施可能な施設条件：  
50 症例以上の心臓移植実施実績があり、心臓移植適応判定、心臓移植医療が適正に行われていると日本循環器学会（以下、「日循」）心臓移植委員会が判断する施設。
- 2) 上記条件を満たしている施設は、申請書類を提出し、日循心臓移植委員会の下部組織である、自施設内適応判定審査委員会にて審査を行い、日循心臓移植委員会で認定を行う。  
審査時期については、心臓移植委員会で決定する。  
なお、申請書類は下記書類を提出すること。
  - ① 申請書（病院長名）
  - ② チーム構成
  - ③ 組織図
  - ④ 移植全例症例リスト（転帰含む）
  - ⑤ 施設内心臓移植適応検討会の規約および構成員
  - ⑥ 施設内心臓移植適応検討会で検討した症例 2 年分のリスト  
（判定結果、日循申請の有無を含む）ならびに直近 2 か月分の議事録
  - ⑦ 誓約書
- 3) 認定された施設は、本システム施行後日本臓器移植ネットワーク（以下、「JOT」）に登録した全症例について、JOT 登録後 1 カ月以内に日循心臓移植委員会に下記資料を提出する。
  - ① 心臓移植レシピエントデータシート及び現行通りの必要書類（成人用、18 歳以上の先天性心疾患用）
  - ② 施設内心臓移植適応検討会の議事録および判定結果
  - ③ JOT 登録申請用紙（FAX または郵送）のコピー
- 4) 心臓移植実施施設小委員会は日循心臓移植適応検討小委員会と連携し、定期的な会議を催し、自施設内適応判定実施可能施設の実態を把握する。  
ここで、心臓移植実施施設小委員会には日循心臓移植委員会および適応検討小委員会の委員長も参加する。
- 5) 患者の希望等を踏まえ、必要があれば、自施設内適応判定実施可能施設は、日循心臓移植委員会に心臓移植適応検討を申請できる。
- 6) 心臓移植実施後は、全症例について、移植後 1 カ月以内に心臓移植委員会に報告を行う。

一般社団法人日本循環器学会 自施設内適応判定審査委員会内規

平成27年 1月〇〇日制定

(設 置)

第1条 心臓移植委員会内規第5条4に基づき、心臓移植委員会の実務小委員会として自施設内適応判定審査委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目 的)

第2条 本委員会は、自施設内適応判定施設としての適否の判定を目的とする。「自施設内適応判定施設」とは、心臓移植のレシピエント選定に当たり、学会の適応判定を経ずに自施設内で適応検討、及びネットワーク登録を遂行できる施設のことをいう。

(組 織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名および必要に応じて幹事を以て組織する。

(委 員)

第4条 委員長及び委員は、心臓移植委員会委員長が委嘱する。  
また、必要に応じ、副委員長及び幹事を置くことができる。  
2. 委員会の構成員は、第5条第1項に定める委員会開催の都度、心臓移植委員会委員長の委嘱により、変更されることがある。

(委員会)

第5条 本委員会は、自施設内適応判定施設の審査上の要望や必要に応じて、適宜、開催するものとする。  
2. 本委員会は委員長が招集し、議長となる。  
3. 本委員会の審議事項は、心臓移植委員会に報告し、承認を得なければならない。  
4. 委員会開催の都度、幹事は議事録を作成し、これを事務局にて保存する。  
5. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を述べさせることができる。  
6. 幹事が設置された場合、その幹事は委員長を補佐し、日常の業務について事務局を指導する。

(業 務)

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。  
1) 目的に定めた判定のための審査を、提出された書類を基に行う。  
2) 審査結果を書面にて心臓移植委員会に報告する。

(改 廃)

第7条 この内規の改廃は、心臓移植委員会の承認を得なければならない。

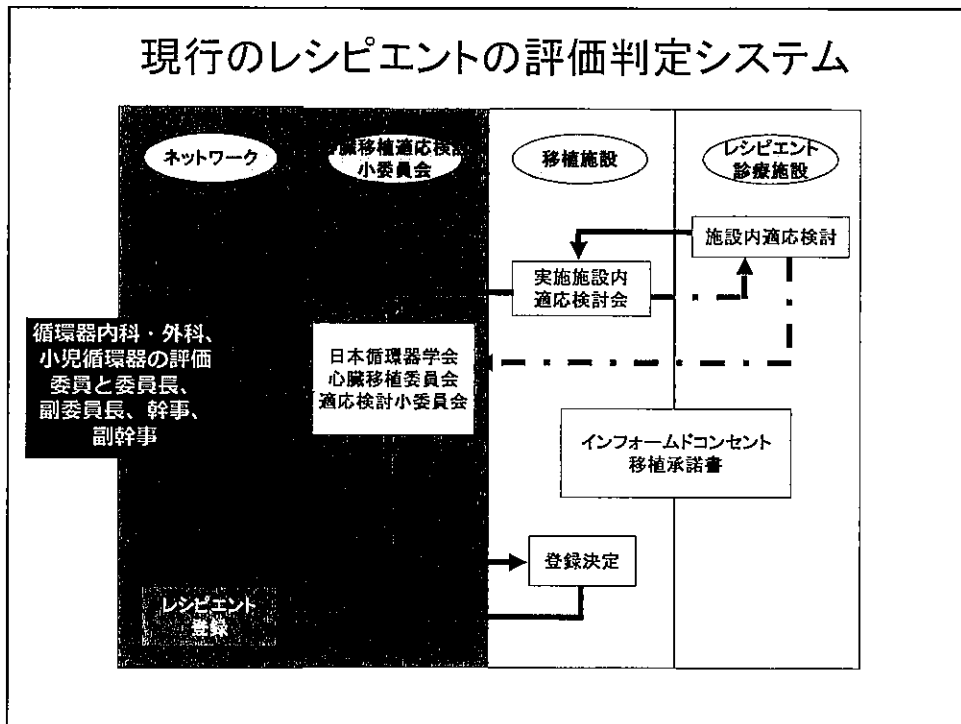
附 則 この内規は、平成27年1月〇〇日より施行する。

## 自施設内適応審査委員会について

### 自施設内適応審査委員会

- 委員 : 齋木 佳克先生(東北大学)  
清水 渉先生(日本医科大学)  
野出 孝一先生(佐賀大学)  
◎横山 斉先生(福島県立医科大学)  
幹事 : 篠岡 太郎先生(東京医科歯科大学)

### 現行のレシピエントの評価判定システム



### 自施設内適応判定施設での想定されるレシピエント選択手順

